

《消費者機構日本 創立20周年記念シンポジウム》

消費者団体訴訟制度の

一層の活用に向けて

～ 長期的視点と中期的課題 ～

【日時】 2024年9月17日（火） 18:30～20:30

【場所】 主婦会館5階会議室

【プログラム】

18:30 開会・進行（二村睦子）

基調報告

報告「これまでの歩みから ～成果と限界」 (佐々木幸孝)

報告「団体訴訟の可能性 ～社会課題への拡張」 (鈴木敦士)

報告「“在り方”の視点 ～ブレイクスルーの糸口」 (後藤巻則)

報告「当面の問題 ～連携促進と資金支援」 (板谷伸彦)

19:35 シンポジウム

セッション1 分野の拡張

セッション2 対象の拡張

セッション3 連携の拡張

20:30 まとめ・終了

● 団体訴権に至る背景

- ・ 消費者契約法の立法運動1999
- ・ 司法制度改革2001
- ・ 21世紀型消費者政策2003

↓

消費者団体訴訟（差止請求）2006

↓

消費者団体訴訟（被害回復）2013

鶴岡生協灯油訴訟
クラスアクション・不
当収益はく奪の議論
諸外国の立法例

● 制度の展開

- ・ 差止請求 – 適用対象法律・法条の拡大。適格消費者団体の全国的な広がり。
- ・ 被害回復 – 未然防止から被害回復へ。利用阻害要因に対する早期の制度改正。

● 成果

- ・ 差止請求・ ・ 消費生活における不当条項の駆逐に一定の成果。
- ・ 被害回復・ ・ 提訴案件は少ないが「顧みられない権利」の回復を実現。
- ・ 制度ができたことによる従来とは異なる消費者団体と事業者の関係性の形成。
- ・ 地域における消費者問題に関心を持つ専門家が集まる場としての重要性。
- ・ 団体訴訟制度の試金石としての役割を果たす。

● 課題

- ・ 少し先を見た課題
→ 消費者法分野のみへ導入・ 拡張されてきた団体訴訟の各分野への導入。
- ・ 当面の課題
→ 運用の支障になる実体法上の問題点の打破。例えば「消費者」概念。
- ・ 従前からの課題
→ 財政面、情報面、活動の広がり脆弱さの打破。

●日本の法制度の中の消費者団体訴訟制度

- ・司法制度改革審議会意見書（平成 13 年6 月12日）

「団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきである。」

●海外の状況

- ・消費者分野に限らず多分野で少額多数被害の救済に広く活用

●役割拡張の可能性

- ・個別に訴訟提起すること自体が不可能なケース
「被害者が特定されていない被害」「個別に請求権が発生するか明らかでない被害」
- ・団体訴訟の無い他分野におけるニーズ →新しい分野に新しい仲間がいる！

●新たな分野（例）

- ・環境分野 →持続可能性に価値
- ・ビジネスと人権 →倫理性に価値
- ・個人情報 →自律性に価値

消費生活に係る未来予想についての調査・整理

消費生活の未来 予想される4つの方向性

本調査では、おおよそ今後10年程度の期間における消費のトレンドや消費生活の未来予想に関する様々な資料や考察についてデスクトップリサーチにより収集・分析を行った結果、大きく4つの観点から未来の方向性を整理することができた。本章では、当該4つの方向性とそれらに関連する具体的な未来予想について主なものの概要を紹介する。

なお、本報告の表紙及び第2章における消費生活の未来予想に関するイメージ画像は生成AI（人工知能）を用いて作成した。



● 問題の所在

(定義)

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

● 消費者概念の外延

- ・ 「消費者的事業者」「事業者的消费者」に対する規制
- ・ 非対等当事者間の格差是正

● 脆弱な消費者への対応

- ・ 生活者としての消費者という視点
- ・ 目的規定との関係

(目的)

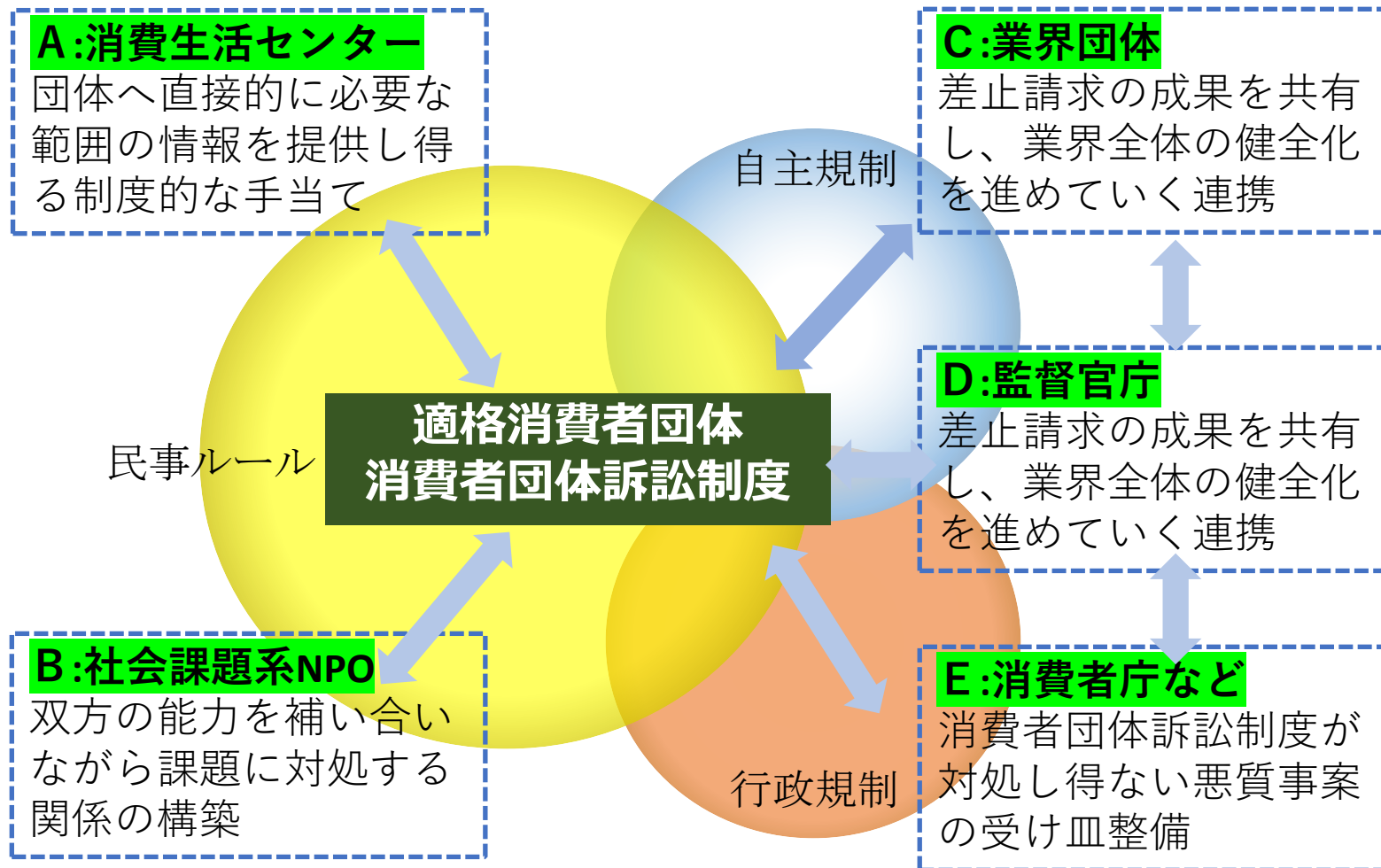
第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

● 悪質な事業者への対応

- ・ 事業者の行為への着目…外国法の摂取、消費者団体訴訟の成果

● 消費者団体訴訟へのかかわり

関係機関・団体・市民社会が、
適格消費者団体を通じて、消費者団体訴訟制度を活用するあり方



差止請求部門収支(消費者機構日本)

単位:円

		準備段階費用	差止請求	年度計
収益	2017年度			0
	2018年度		250,000	250,000
	2019年度			0
	2020年度			0
	2021年度		300,000	300,000
	2022年度		300,000	300,000
	2023年度			0
	計		0	850,000

費用	2017年度	2,004,926	2,364,110	4,369,036
	2018年度	1,742,846	2,722,601	4,465,447
	2019年度	1,612,302	2,163,770	3,776,072
	2020年度	1,737,033	2,211,083	3,948,116
	2021年度	1,475,222	4,125,633	5,600,855
	2022年度	1,238,269	3,598,995	4,837,264
	2023年度	1,241,315	6,902,533	8,143,848
	計	11,051,913	24,088,725	35,140,638

収支(7年間) ▲ 11,051,913 ▲ 23,238,725 ▲ 34,290,638

被害回復部門収支(消費者機構日本)

単位:円

		被害回復共通	東京医大 (H30.12提訴)	順天堂大学 (R1.10提訴)	ワンメッセージ (H31.4提訴)	JAEXA (R5.7提訴)	年度計
収益	2017年度						0
	2018年度						0
	2019年度	1,300,000					1,300,000
	2020年度	300,000					300,000
	2021年度		17,187,906				17,187,906
	2022年度			39,831,974			39,831,974
	2023年度	250,000					250,000
	計	1,850,000	17,187,906	39,831,974	0	0	58,869,880

費用	2017年度	2,515,161					2,515,161
	2018年度	3,513,608	575,054				4,088,662
	2019年度	2,956,656	230,512	788,593	1,140,764		5,116,525
	2020年度	2,328,838	3,861,363	108,814	317,410		6,616,425
	2021年度	2,056,947	9,923,762	3,394,126	2,089,524		17,464,359
	2022年度	2,876,376		3,887,193	634,954		7,398,523
	2023年度	3,316,145		11,443,333	134,692	650,386	15,544,556
	計	19,563,731	14,590,691	19,622,059	4,317,344	650,386	58,744,211

収支(7年間) ▲ 17,713,731 2,597,215 20,209,915 ▲ 4,317,344 ▲ 650,386 125,669

※「差止請求共通」「被害回復共通」欄の収益はNPO消費者スマイル基金からの助成金。

※赤字が簡易確定手続の費用・報酬として得られた金額。

基本的に収入無し

費用・報酬を得られるが、支払い能力のある事業者が訴訟に至るのはレアケース

事業収入や公的支援など収入源を制度に埋め込むことが必要

官民協働の資金支援例

地球環境基金

- **国と民間の双方からの資金拠出**で設けられた基金。（国と国関連団体134億円＋国民と企業8億円）
- 運用益等から民間団体による環境保全活動への助成や振興を図る。
- 年に200件・6億円程度の支援。

こども家庭庁の官公民連携プロジェクト

こどもの未来応援基金

- 民間からの寄付が原資だが、事務局は（独法）医療福祉機構が担い、子ども家庭庁が支援する形。
- 年に100団体・2億円程度の支援。
- 消費者団体支援に置き換えると、**国民生活センターと消費者庁が基金への協力を呼びかけ、民間からの寄附を募るイメージ。**

景表法違反のリカバリー策として

「確約計画」による寄付

- 景品表示法に課徴金制度が導入された際に、消費者の被害回復を促進する仕組みとして、事業者による自主的な「返金」と「寄付」の控除が検討されたが「寄付」は実現せず。
- 実際の納付命令で「返金」だけで機能せず。
- この際、10月施行の「確約制度」において、**確約計画における「事業者の自主的取組」の内容の一つとして寄付を位置付けるべき。**

少額・多数被害に対応する

被害回復手続の基盤整備

- 大規模な簡易確定手続きにも耐えられる**業務システムなどの基盤整備。**
（共通義務は確定している段階であり、訴訟の一方当事者への便宜ではない）